

農林物資規格調査会部会（第3回 生産情報公表農産物）議事概要

日時：平成16年5月27日（木）

13：30～

場所：農林水産省第二特別会議室

1．委員の出席状況

谷口委員、並木委員、谷委員が欠席。

2．概要

部会長	前回までに、生産情報公表農産物の日本農林規格の制定の考え方について事務局より説明がなされ、多くのご意見等をいただいた。 本日はそれらを踏まえ、生産情報公表農産物の日本農林規格のイメージについて説明いただき、皆様にご議論いただきたい。 事務局より説明をお願いします。
事務局	（資料2「生産情報公表農産物の日本農林規格の検討について」を説明。）
部会長	資料の事項毎に順番に審議を進めていきたい。 3頁の「1．規格の適用の範囲」に関する意見をお願いしたい。 （意見なし）
部会長	4頁の「2．生産情報の公表単位」に関する意見をお願いしたい。
委員	関連することとして、「3．公表される生産情報」で生産単位の定義が若干不明確。収穫期間が一週間以内となっているが、トマトやキュウリなど、切れ目なく収穫する作物の生産単位をどうするのか明確にしないと管理が煩雑になるのではないかと。
委員	同じく一週間で区切るのは無理がある。 作物によって2～3日で収穫出来るもの、それ以上にわたるものもあるので、一週間以内で区切った場合はロットが制限され公表がしにくくなる。再検討が必要ではないかと。 栽培基準について、グループ等で決めて、その範囲内で行えば同一の基準と解釈して良いか。10頁で農薬の使用回数を2～5回と記載しており、そのような解釈でいいのか。
事務局	公開情報の幅（アローワンス）については5頁以降でご議論していただくが、農薬は何回～何回、収穫期間は一週間以内、肥料にしても情報の幅が出

てくるのは当然と考える。

4 頁で単一の生産情報と言うことを確認し、5 頁で一つの情報についてどれくらいの幅で良いかを提起している。

委員 栽培基準として5種類の農薬を使用するグループがあったとすると、グループ内にある農薬を使う人もいれば使わない人も出てくるという幅を持たせていいのか。

基準が2つ3つあれば、認定番号も違ってくるが、一つの識別番号となっている栽培基準があってその中で使った人使わない人が出てきてもいいのか。

事務局 使用回数は、最小回数から最大回数までを表示することとなる。

委員 北海道などでグループを組む時は、グループ内で生産者がお互い一つの考え方で生産をしている場合が多い。グループでありながら個々の農家がバラバラに防除を行うということは考えられない。

本州の方ではこういうことがあり得るのか。もしそうであればグループを認定する時、同じ栽培条件が前提にならないのか。

事務局 4 頁に書いてあるとおり、生産者個人又は生産部会・生産者グループ等で栽培基準等を定め生産情報を管理出来ることが前提。同じような農薬の散布方法等がベターであり、幅を持たせたくない場合は生産者グループを更に分けるという方法も考えらる。すなわち農薬が2～10回の場合、2～4回のグループと5～10回のグループに分ける方法もある。

部会長 5 頁の「3. 公表される生産情報」について、事務局より補足することはあるか。

事務局 (参考資料7の品種、栽培方法の扱いについて説明)

部会長 事務局の補足説明も含め、意見をお願いしたい。

委員 4 頁の識別番号について、説明の括弧内に(・・・栽培基準等を定め生産情報を管理出来ることが前提となる。)とあるが、栽培基準に幅があり、農薬の使用回数が2～5回となれば、自分が買ったものが2回使用した農産物か5回使用した農産物か、同じ識別番号だとわからない。

栽培基準に大きな幅がないようなグループとして公表情報に幅がないようにしないと、生産情報公表農産物の識別番号が生きてこないし、欲しい情報が曖昧になってしまう。

委員 生産者の立場から言えば、同じ農薬をグループ内で同じように使用すると、

害虫や病気の発生を助長し、抵抗性をつけさせてしまう。グループに10人いて同じ農薬を使う場合、同じ時期に使わないようにしている。また、農薬の種類も、同じ用途でも出来るだけ違った薬剤を工夫して使うのが原則。消費者の方には理解しにくい面もあると思うが、是非理解して欲しい。0～10回という表現が適当かどうかは確かに問題はあるが、全て同じ条件とするのは、避けた方が良い。

また、公表情報の幅を認めないとロットが小さくなるが、ある程度の大きさのロットでないと、流通できない。そのような観点からもロットが大きくなるような公表の仕方を検討していただきたい。

特別栽培農産物は内容を店頭で全て表示することになってるので、大変使い勝手が悪いと大規模な量販店から言われているのが現状。扱いやすいような制度でないと流通しなくなる。

委員 一般の人は、工業製品のように農薬の使用回数が1回なら1回と公表するのが当たり前と思っている。ここで最低回数と最高回数を書くことになっているが、この部会の論議を聞いていない消費者には数字以外見えてこない。

例えば、季節によって違うことや、収穫期間が一週間の場合最初と最後に収穫した物では使用回数が違うことを消費者が理解出来るよう補足があれば分かりやすい。

委員 同じグループでも、例えば5人いれば5人が若干、農薬の種類を変えて使用しているのか。

委員 使う農薬の種類は決めておいて、その中で人によっては5つの内の3つであったり、2つであったりあるいは4つであったり違う場合が出てくる。ただ、その5つの農薬はみんな決めてその範囲内で使用するということ。時期をずらすことは当然であり、許容範囲の中に入れていただきたい。

委員 全ての野菜で大体そのようなかたちと理解してよいのか。

委員 病害虫に対して農薬を使用する場合は必ずその原則は入ってくる。農水省も農協も農薬メーカーも、指導してきたこと。

委員 農薬の使用に関しては各県のJAの指導マニュアルがあり、農薬の回数、種類などもそれに準じている。個人やグループによって、大幅に多い少ないということは無いと思う。そのような中で5～6回というように曖昧になってしまうのは仕方ないとしても、農薬を使用した最終日をきっちりさせる必要があるのではないのか。

委員 農薬は、収穫の何日前までに使用しなければならない、又は使用してはな

らないという法律の制限がある。それで充分。

また、各県が決めている慣行栽培の基準を守ること、化学毒性の強い農薬は3回以下というような範囲内で大体収まるが、特定農薬や木酢液のように毒性の低いものに関してはたくさん使うという場合も出てくる。

委員 ルールを作ってそのグループで生産管理をしていくことが大事だと思うし、その中身まで規制するというのは難しい。

特に収穫前日数については果菜類等は前日までというのがほとんどなので、前日まで使ったことを書いてもあまり意味がない。そういう意味ではルール作りがどうなっているか、こういう基準を私たちは作りましたと言うことをホームページでいつでも公開し、それを守っていることをいつでも確認出来ればいい。細かく規定をしない方がよい。

委員 農薬は法律に則って使用するということが大前提。ロットが小さくなると生産者が大変だと言う話だが、一つの識別番号をつけたものの中で、幅は考慮する必要があるとは思いますが、あまり広い幅があると消費者としてはイメージが違ふ。

委員 0～10回と書くのは10回以下と記載するのと同じではないか。消費者が気にするのは、最大どれくらい使っているか。農薬の種類と量にこだわる。0～10回のように幅が大きな情報よりは5回とかそういう情報がかえって安心するのではないかと思う。

特定農薬や木酢液を使った場合、最近では消費者もだいぶ理解しているので、化学合成農薬に比べ使用量が多くなったとしても、それに対する反発は大きくないと思う。

委員 特別栽培ガイドラインでは、最大回数が慣行の5割であり、1回の人もいれば5回の人もいることから最大のところをおさえれば良いのではないか。その中でもっと少ない回数で出来るという方がいるのであれば、その方は個人でやってもらう。

グループでは、基準の中で、やっていただければいい。

事務局 この規格の出発点は正確な生産情報を消費者に公表すること。トマトを例にすれば、1個ごとの農薬回数、収穫日等がピンポイントの単一な情報として提供されることが望ましい。ここを出発点として単一のロットとした場合にどれだけの幅（アローワンス）を与えることができるかになる。幅は小さい方がよく、あまり大きな幅がある公表情報は消費者から評価されない。苦労して努力して認定を受けても評価されない状況となってしまう。ここは市場で評価されることであり、規格の中で強制するものではないが、できるだけピンポイントの情報となるようにすることだと思う。公表情報は幅を持た

せているが、なるべく正確な情報に近くなるよう公表していただく。肥料についても、少なればいいというものではなく、上下ともできるだけ正確に公表することが基本であり、今回提案させていただいている。

委員 地域ごとに使用してよい農薬はある程度決まっており、使用が認められている農薬は作物ごとに200種ほどある。一つの地域で全てを使うことは無いが、地域やメンバーが増えると、使用する農薬の数が増え、それらを管理するデータの信頼性の維持が難しくなる。農薬の使用回数は、消費者の期待しているものと現実に必要な使用回数に乖離がある中で、使用が認められているものを使用し、正確な回数を公表しても、消費者の理解がないとその価値を認めてもらえないのではないかと思う。

委員 消費者は農薬を使ったか、使わなかったで判断する。1回使用すれば使ったものと判断する。

部会長 1週間以内という収穫期間について他に意見はないか。

委員 野菜等はなるべく短くし、それ以外はあまり限定しない作物に応じた柔軟性のある対応ができないか。

委員 ホウレンソウ等は店頭で新鮮かどうかわかるが、正しい情報として収穫日を公表してもらいたい。同じように蜜柑も1ヶ月前であっても収穫日を公表していただきたい。

委員 生産単位識別番号とは、具体的にどのようなイメージか。

事務局 生産物のロット番号。
ロットを1日ごととして公表すると情報量が多くなり、公表に手間がかかることから収穫期間は1週間以内という幅を持たせた。
ロットのくくり方は、1週間という期間、農薬使用、ほ場等いろいろ考えられる。
生産情報はロットごとに公表される。

委員 例えばトマトの場合、最初の1週間に収穫されたものを01、次の1週間を02とした識別番号が表示されている場合、その番号毎に収穫期間等が公表されていればいいのか。

事務局 そのとおり。例えば、生産グループがホームページを開設し、その中に100のロット番号がある場合、ロットごとに生産情報が公表される。消費者が買った農産物のロット番号を調べれば、そのロットの生産情報がわかると

	いうこと。
委 員	生産情報公表 J A S に求められているものは、農薬が何回使われたかのピンポイント情報と収穫日。消費者としてはそのような情報が知りたいが、ロットが細かくなりすぎて、たくさん入力しなければならないのは大変だと思う。 また、生産情報公表を行うことによってコストが高くなるが、マークが付いているものとそうでないものの価値が同じだと、負担ばかりかかり、名前だけで終わってしまう。今、既に店頭で行われている生産履歴公表のものと比較して、ロット番号の表示の仕方、農薬の使用回数、ロットの括りについて検討すべき。
委 員	収穫期間 1 週間以内のものを公表単位とするとされているが、野菜、果実はわかるが、それ以外はどのような公表になるのか。米は一般的に産年が求められており、品目ごとに定めた方がいいのではないか。
事務局	収穫期間は、収穫した日を公表するのが一番よいが、そうすると膨大な情報量となるために 1 週間以内としている。米についても刈り取りされた日を 1 週間以内の幅で公表と考えている。
部会長	9 頁「4 農薬の使用情報」に関する意見を願います。
委 員	木酢液は農薬取締法の特定防除資材に該当しないが、どう取り扱うのか。
事務局	農薬にも肥料にも該当せず、公表する場合は任意情報として公表する。
委 員	消費者は農薬の回数は少ない方がいいと考えており、スーパーで買ったものの農薬使用が 1 ～ 5 回の場合、次に来店した時に 1 回使用のものが欲しいという消費者が出てくる。グループで生産された場合にこの商品は誰が作ったものか確認できず対応できないため、企業は商品を扱うことに二の足を踏むことにならないか。 消費者はある程度見た目で選んでいる。今日入荷したものでも見た目が悪ければ、昨日入荷しているものを買う。収穫期間は公表事項とするのか。メリットが無ければ生産者はやらないのではないか。
委 員	蜜柑は収穫したばかりの時は、不味いと言うのは生産者であれば皆知っている。1 か月、2 か月貯蔵期間をおいた方が美味しい。野菜は鮮度が重要で収穫期間は必要かもしれないが、お米などはあまり関係ないと思う。
事務局	この制度は生産情報を可能な限り正確に消費者に伝えることが目的。直接

表示をするのではなく、調べようとしたら判るということが必要。生産情報で何が一番大事かと考えた場合に、どの様に作ったか、いつ作られたかは基本中の基本。

収穫期間について基本は1日だが、どこまで幅（アローワンス）を設けるのかということで、1週間であれば消費者の理解が得られるのではないかと考え示している。1～5回と公表された時に1回のを欲しがるとの意見があったが、どのように公表しても同じようなことが起こると思う。

委員 現在、メロンに、バーコードで生産情報がわかるようにしているが、流通サイドから収穫日を公表すると日付の古いものが売れ残ることから公表しないでほしいとの要望があり公表していない。全て公表した場合に売れなくなることはないかも含め考える必要がある。

その他、収穫期間を1日毎に公表となるとホームページを毎日更新する作業が必要となる。生産者は朝4時半から午後6時まで畑におり、その後、ホームページの更新をしたら大変な作業となる。消費者の方にもこれらのことをご理解いただきたい。

部会長 グループでまとまれば、作業は軽減されるかもしれない。

委員 今回の取り組みは生産者と消費者の信頼を取り戻し、風通しを良くする目的があると思う。細かい正確な情報を消費者に提供してもらい、生産者との関係を良くすることが目的。生産者は生産情報を伝え、消費者はその情報を知る権利が有る。このことを意識しながら柔軟に対応すべき。

委員 一週間ごとのロットとして生産情報を公表するとなると相当な労力を要するため、かなり小さい単位にならざるを得ない。例えば50人、60人の生産者グループで運営していくのはかなり難しいし当然コストも高くなる。ロットに関するところはかなり慎重に検討すべき。

委員 ぜひこの制度は最低50人、あるいは100人、200人の部会なり支部単位で取り組めるようにしていただきたい。5人、10人単位では確かに正確な情報にはなるが、量がまとまらないことから販売の方でそれを扱うメリットが小さく、量販店や生協が取り組みにくくなる。先ほどの収穫期間を含めて、この制度に日本の農業全体の3割とか5割がのっかってこれるようなシステムに見直しをお願いしたい。

部会長 収穫期間は蜜柑だったらどのくらいであればいいか。

委員 同じ品種であれば約2週間であれば一つの荷口とできるのではないか。

部会長	野菜の場合はどのくらいか。
委 員	野菜の場合は、やれと言われれば毎日できるが非常に手間がかかる。 イチゴの場合、１日に収穫できる面積は１０アールぐらいでは毎毎に管理が異なり、今日収穫したほ場に農薬散布するようなことをやると日々情報を更新することが必要となる。長期間収穫するものについてはある程度の期間をいただきたい。長い期間収穫するものについては、収穫日を特定するのは手間がかかる。 メロンの収穫日は特定できる。
事務局	農薬や肥料に関する情報は、あまり幅がありすぎると消費者が評価しない。ピンポイントの情報は市場で評価される。５頁の１から７までの項目を基本的に公表していくが、どれだけ精度が高くなければならないか、どれだけ幅があってはいけないかということは、規格上は基本的に決めないで置く。更に生産情報を公表する生産者のグループの人数に制限を設けないことを提案している。ただし、収穫期間については、１年中いつでもいいという情報はほとんど意味がなく、１日単位でロットを設定することが基本だが、毎日情報を入力するのはあまりにも煩雑になるので、ここでは１週間以内という期間を設けた。この制限を規格上設け、あとは全く設けないことをご提案している。
委 員	ほ場が３つある場合、消費者に届いた品物が３つのほ場のうちのどれかは、何か仕掛けを作らないと繋がっていかない。
事務局	公表情報で、ほ場が３つあることがわかればいい。
委 員	消費者はロットの生産情報を自分で判断して購入する。ロットに関して制限を設けないほうがよい。 収穫期間に関し、果物で熟成させた方がいいのであれば任意情報として公表してはどうか。収穫期間とロットについては現在の案を支持。
部会長	９頁「４ 農薬の使用情報」について、原案どおりでよろしいでしょうか。
委 員	１００人のグループで、違いが出てても農薬１～２回の違い程度であり１～１０回なんていう数字は絶対に出てこないと思う。農家は農薬の使用を少なくしている。基本は決まっているのでせいぜい違いがあっても１～２回というのが今の状況。
部会長	次に１１頁「５ 肥料及び土壌改良資材の使用情報」を議論したい。

委 員	施用量を１０アール当たりで公表することになっているが、葉面散布、すなわち肥料を葉の裏に液体で散布する場合、どのように公表すればよいか。
事務局	肥料を水にうすめてまくわけだが、この１０アールに何キログラムの肥料を水にうすめて使ったかを計算して公表することとなる。
部会長	次に、１３頁「６ 生産の情報の記録・保持及び公表の基準」についてご意見をお願いします。
委 員	生産情報を公表していなければならない期間はあるのか。
事務局	「生産情報公表牛肉の規格」では、と畜された日から３年以上公表することとしている。
部会長	次に１４頁「７ 品質に関する表示の基準」についてご意見をお願いします。
委 員	消費者は、生産情報公表農産物が販売されても、買ってから情報をホームページで見たりしない。店頭で情報を表示したり、情報を記載したパンフレットを置いてもらいたい。
事務局	店頭での情報公表は、小売段階が独自に取り組むべきもの。
委 員	識別番号により情報が公表されるが、番号と情報をきちんと管理していかないと、正確な生産情報とならず、制度を作っても意味がなくなってしまう。
委 員	生産者の方には、消費者の信頼に値するものを作っていただきたい。
委 員	生産情報の公表はホームページをイメージされているが、この生産情報の公表や更新等の管理は、生産行程管理者が行うのか。
事務局	生産行程管理者が情報を公表するが、外部に委託することも出来る。
委 員	生産情報を盛り込んだパンフレットを店頭においてほしいという要望があったが、これらは生産者にとっては大変重荷になる。この制度はインターネットが普及して可能となったものであり、店頭でも見られるようにしてほしいとの要望は何とかしてもらえないか。
委 員	生産情報公表ＪＡＳの意義は、正確な生産情報を正確に公表することにある。それらの情報は、仮に店頭で公表されなくとも、家でインターネットで入手できれば良い。

	今後、輸入農産物についても、この制度が利用される可能性があるが、くん蒸やポストハーベスト、防カビ剤の取り扱いはどの様になるのか。 また、生産情報公表牛肉については、DNA鑑定で公表情報を検証できるが、農産物の場合は、どのような方法で検証するのか。
事務局	輸入時の燻蒸剤やポストハーベストの扱いは、次回の部会で説明する。 公表情報の検証は、登録認定機関のチェックが基本。一部については分析等の手法も可能かもしれないが、有機農産物の規格と同じように、保存されている書類、帳簿等をチェックすることが基本。
委員	有機農産物JAS規格の認定を受けているが、農政事務所等が立会い、細かいところまで指摘され、非常に大変。しかし外国の認定事業者の調査は、ほとんど行われていないとも聞いている。今後、消費者の方に、大変な手間をかけて生産情報公表規格の認定を受けていることを十分理解して欲しい。
委員	生産情報の公表にはコストがかかり、価格も1、2割高くなってしまおうと思う。消費者にコスト負担について理解してもらえるか心配。
委員	特別栽培農産物についても、今後ホームページ等で農薬の使用回数等を公表した方がよい。
委員	品種の表示については、品種が判らないことが多く任意情報とするとの理解でよいのか。
事務局	品種を特定できない場合があり、消費者が品種になじみのない作物があることから任意情報とした。
委員	特別栽培農産物についても今後、ホームページで公表できるとのことだが、2割減、3割減等の表示も出来るのか。
事務局	事実であれば表示可能。 特別栽培農産物ガイドラインは、栽培方法を2つに分類しているが、今後はガイドラインと生産情報公表農産物の規格の整合性がはかられ、生産情報の開示が進むなかで統合されていく方向にあると考えている。
委員	7頁[3 公表される生産情報]の [規格イメージ]はどういう意味か。
事務局	インターネット等で生産情報公表JAS規格に従ってを公表する場合のルール。食品表示に関するルールである品質表示基準にも、表示禁止事項として、この様な用語を使用してはいけないというルールがある。

- 委員 ほ場の所在地を番地まで公表するとしているが、小さなほ場が何筆にも分筆されている場合、ほ場の住所を「○○番地以下○筆」と公表できるようにして欲しい。
- 収穫期間について、トマトやイチゴの栽培では、ほ場毎に順番に収穫し、また最初のほ場に戻って収穫するサイクルとなっており、この１サイクルを収穫期間として考えても良いのではないか。
- 特別栽培農産物ガイドラインの今後の方向性については理解する。今は表示の問題で足踏みしているが、これまでの取組も評価して欲しい。
- 委員 生産情報公表ＪＡＳマーク認定を受けなくとも、インターネットで生産情報を公表することは可能か。
- 事務局 ＪＡＳの認定を受けず、ＪＡＳマークをつけないで独自にインターネットで公表することは可能。
- 部会長 本日の議論を事務局で整理願いたい。
- 事務局 本日、説明した規格イメージを基に、次回は生産情報公表農産物の規格(案)を提示する。次回の部会は７月２９日(木)午後２時から。

(以上)